

福井県建設工事等の電子入札に関する取扱いについて 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1～16 省略</p> <p>17 その他 (1)、(2) 省略</p> <p>(3) 見積り期間について 見積り期間には、<u>入札公告日および入札書受付期間（2日間）を 含めないものとする。</u></p> <p>別紙様式1（入札方法変更通知書） 省略</p> <p>別紙様式2（紙入札承認願） 省略</p> <p>別紙様式3（紙入札承認通知書） 省略</p> <p>別紙様式4（受領書） 省略</p> <p>別紙様式5（電子入札に当たっての入札手続等の説明書）</p> <p>【参考添付】 1－（1）～2－（2） 省略</p> <p>2－（3） 配置予定技術者の確認について</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者の確認について</p> <p>このことについて、下記の事項に留意の上、入札に参加してください。</p>	<p>1～16 省略</p> <p>17 その他 (1)、(2) 省略</p> <p>(3) 見積り期間について 見積り期間には、入札書受付期間（2日間）を含むものとする。</p> <p>別紙様式1（入札方法変更通知書） 省略</p> <p>別紙様式2（紙入札承認願） 省略</p> <p>別紙様式3（紙入札承認通知書） 省略</p> <p>別紙様式4（受領書） 省略</p> <p>別紙様式5（電子入札に当たっての入札手続等の説明書）</p> <p>【参考添付】 1－（1）～2－（2） 省略</p> <p>2－（3） 配置予定技術者の確認について</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者の確認について</p> <p>このことについて、下記の事項に留意の上、入札に参加してください。</p>

記

本工事を落札した建設業者の方は、落札者決定後、落札金額（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が250万円以上となった場合には、契約前に配置予定の技術者について、「配置予定技術者届出書」を提出していただきます。

そのため入札参加者の方は、あらかじめ、配置予定技術者について、監理技術者資格者証番号、氏名、生年月日、有する資格、他の工事に既に配置されている場合はその工事の工事名、発注者、工期等について速やかに届出できるよう準備しておいてください。

配置する技術者は、主任技術者もしくは監理技術者（請負金額が250万円以上の場合には、入札の申込や入札執行日等の3か月前から雇用関係にあることが必要です。）のいずれかになりますが、下請金額の総額が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）以上の下請契約を締結する可能性がある場合は、あらかじめ監理技術者を配置するようにしてください。なお、請負金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の工事に配置される技術者は、当該工事現場への専任が求められ、原則として他の工事の配置技術者となることができなくなります。

落札の宣言（落札決定通知）を受けた方（以下は「落札者」といいます。）は、その日から5日以内に契約を締結してください。そのため、入札終了後、事務局から「配置予定技術者届出書」を受け取り、必要事項を記載の上、必ず落札の宣言を受けた日の翌日までに提出してください。特に、資格者証を持っていない者（主任技術者）を配置する場合には、所属、入札の申込や入札執行日等の3か月前から雇用関係にあることおよび資格を証する書類（社員証や社会保険関係書類、資格の合格証書等）の写しを提出してください。提出のないときは、契約の意思がないものとみなし、契約を締結しないこととなりますので注意してください。

県では、落札者から「配置予定技術者届出書」の提出を受け、他の工事との重複、営業所専任技術者等との兼任状況等を確認し、適正配置の可

記

本工事を落札した建設業者の方は、落札者決定後、落札金額（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が500万円以上となった場合には、契約前に配置予定の技術者について、「配置予定技術者届出書」を提出していただきます。

そのため入札参加者の方は、あらかじめ、配置予定技術者について、監理技術者資格者証番号、氏名、生年月日、有する資格、他の工事に既に配置されている場合はその工事の工事名、発注者、工期等について速やかに届出できるよう準備しておいてください。

配置する技術者は、主任技術者もしくは監理技術者（請負金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の場合には、工事現場ごとに専任となり、入札の申込や入札執行日等の3ヶ月前から雇用関係にあることが必要です。）のいずれかになりますが、下請金額の総額が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）以上の下請契約を締結する可能性がある場合は、あらかじめ監理技術者を配置するようにしてください。なお、請負金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の工事に配置される技術者は、当該工事現場への専任が求められ、原則として他の工事の配置技術者となることができなくなります。

落札の宣言（落札決定通知）を受けた方（以下は「落札者」といいます。）は、その日から5日以内に契約を締結してください。そのため、入札終了後、事務局から「配置予定技術者届出書」を受け取り、必要事項を記載の上、必ず落札の宣言を受けた日の翌日までに提出してください。特に、資格者証を持っていない者（主任技術者）を配置する場合には、所属および資格を証する書類（社員証や社会保険関係書類、資格の合格証書等）の写しを提出してください。提出のないときは、契約の意思がないものとみなし、契約を締結しないこととなりますので注意してください。

県では、落札者から「配置予定技術者届出書」の提出を受け、他の工事との重複、営業所専任技術者等との兼任状況等を確認し、適正配置の可

否を確認します。

当該工事現場に適正に技術者が配置できることが確認できた場合、その旨を通知しますので、速やかに契約を締結してください。

また、適正に技術者を配置できないことが判明したときには契約を締結しないこととなりますので、指名通知の受理後入札までの間に配置できる見込みがないことが判明したときには入札を辞退する等の措置をとってください。

なお、落札したにも関わらず、技術者が配置できないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がありますのでご留意願います。

落札者はこの確認により配置可能と判断された技術者を当該工事に配置することとなります。技術者等の配置に当たっては、契約後すみやかに「現場代理人等通知書」を提出してください。

やむを得ず配置中の技術者を変更する場合には、事務局から「配置技術者変更届書」を受け取り、必要事項を記載の上、原則として技術者の変更を行う3日前までに提出してください。ただし、工事現場ごとに専任配置が義務付けられる工事においては、原則として当該技術者の死亡、退職などの理由がある場合に限られますので、ご留意願います。

※詳細については、各発注機関にお問い合わせください。

2 - (4) 入札保証金の納入について

入札参加者各位

入札保証金の納入について

各入札案件における入札保証金については、下記のとおり納入してください。

否を確認します。

当該工事現場に適正に技術者が配置できることが確認できた場合、その旨を通知しますので、速やかに契約を締結してください。

また、適正に技術者を配置できないことが判明したときには契約を締結しないこととなりますので、指名通知の受理後入札までの間に配置できる見込みがないことが判明したときには入札を辞退する等の措置をとってください。

なお、落札したにも関わらず、技術者が配置できないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がありますのでご留意願います。

落札者はこの確認により配置可能と判断された技術者を当該工事に配置することとなります。技術者等の配置に当たっては、契約後すみやかに「現場代理人等通知書」を提出してください。

やむを得ず配置中の技術者を変更する場合には、事務局から「配置技術者変更届書」を受け取り、必要事項を記載の上、原則として技術者の変更を行う3日前までに提出してください。ただし、工事現場ごとに専任配置が義務付けられる工事においては、原則として当該技術者の死亡、退職などの理由がある場合に限られますので、ご留意願います。

※詳細については、各発注機関にお問い合わせください。

2 - (4) 入札保証金の納入について

入札参加者各位

入札保証金の納入について

各入札案件における入札保証金については、下記のとおり納入してください。

記

1～3 省略

4 入札保証金の免除について

次に掲げる場合においては、入札保証金を免除することとします。免除に当たっては特に手続を要しませんが、(2) アからエのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になりますので、御注意ください。

(1) 省略

(2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。)

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ 設計金額が5億円以上の県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者

エ ア、イ、ウ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

5 その他

その他不明な点については、各発注機関にお問い合わせください。

2-(5)～2-(8) 省略

記

1～3 省略

4 入札保証金の免除について

次に掲げる場合においては、入札保証金を免除することとします。免除に当たっては特に手続を要しませんが、(2) アからウのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になりますので、御注意ください。

(1) 省略

(2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。)

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

5 その他

その他不明な点については、各発注機関にお問い合わせください。

2-(5)～2-(8) 省略